



その人らしさを支える会  
●NPO法人SIS(シス)  
**会員規約**

●入会

入会は、活動理念に賛同し、この会員規約を承諾した上で申し込むものとする。  
入会は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

●会費

会員は、年度はじめまたは入会時に下記に定める会費を納入するものとする。

- |           |        |            |
|-----------|--------|------------|
| (1) 正 会 員 | 個人:年会費 | 3,000円     |
|           | 団体:年会費 | 10,000円    |
| (2) 賛助会員  | 個人:年会費 | 1口 3,000円  |
|           | 団体:年会費 | 1口 10,000円 |

●資格の喪失

会員は、次のことに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

●退会

会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

●除名

会員が、次のことに該当するに至ったとき、除名することができる。

- (1) 定款および活動理念に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

●禁止事項

会員は理事長の許可なく以下のことをしてはならない。

- (1) SISのキャラクター、ロゴ等を用いた印刷物の作成。
- (2) SISが主催するイベントや公開講座等での商品の販売、勧誘行為。
- (3) SISが主催するイベントや公開講座等でのチラシ等の配布。
- (4) SISが発行する会員証および認定証の譲渡。
- (5) SISを名のり、講演講師や認定SISカウンセラー等として活動すること。

(1～5註)

上記禁止事項は、各行為をSISの諸規定、総会で承認された年間事業計画等、理事長の把握の元に行うことを主旨とするものである。

SIS役員(理事・監事・運営委員・スタッフ等)においても同様とする。

その人らしさを支える会  
**NPO法人SIS(シス)**

〒500-8213 岐阜市日野西3丁目8-1  
TEL. & FAX. 0574-76-2044  
E-mail : cuore@sis-oasis.com  
http://sis-oasis.com

